

第四十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第四十三号

昭和四十年五月十二日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒瀬清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

理事 井原 岸高君

理事 上林山榮吉君

理事 高瀬 傳君

理事 辻 寛一君

理事 中川 一郎君

理事 野呂 恭一君

理事 諸久保重光君

理事 稻村 隆一君

理事 大原 亨君

理事 中村 高一君

理事 受田 新吉君

出席政府委員

總理府事務長官 白井 莊一君

總理府事務官 (内閣總理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査室長) 八塚 陽介君

農林事務官 (農地局管理部長) 石田 朗君

参事 (京都大学名誉教授) 橋本 傳左衛門君

参事 (埼玉大学教授) 秦 玄龍君

参事 (全国農民総連盟書記長) 中村吉次郎君

参事 (全国農民総連盟書記長) 門 員 茨木 純一君

五月十二日

委員天野公義君、岩動道行君、塚田徹君、野呂恭一君、湊徹郎君、舊々久保重光君及び大出俊君、高田富之君等につき、その補欠として上林山榮吉君、中川一郎君、中村吉次郎君、松田竹千代君、床次徳二君、高田富之君及び石田有全君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員床次徳二君、松田竹千代君、石田有全君及び高田富之君等につき、その補欠として湊徹郎君、野呂恭一君、大出俊君及び舊々久保重光君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は参考人より意見を聴取することにいたしました。御出席を願いました参考人の方々は、京都大学名誉教授橋本傳左衛門君、埼玉大学教授秦玄龍君、全国農民総連盟書記長中村吉次郎君、以上三名の方でございます。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多用の中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。御存じのとおり、ただいま議題になりました法律案は多大の関心を集めております重要な案件であると存ぜられますので、ここに学識経験を有せられる各位に参考人として御出席を願ひ、本案についての御意見を拝聴し、もって本案の審査に慎重を期するこ

といたしましたのでございます。つきましては、何とぞ忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願い申し上げます。

なお、議事の進め方につきましては、初めに約十五分程度において順次各位に御意見の開陳をお願いし、それが終わりました後委員からの質疑に移りたいと存じます。

それでは橋本参考人にお願ひいたします。

○橋本参考人 農地改革は、これによってわが国の自作農主義をかなり徹底して実現しました。その点はいへんよかったです私は信じております。しかしながらこの改革を実施しましたそのやり方には著しい無理があったと私は信じています。その無理があった結果、農地被買収者に対して不当の利益あるいは損害を与えておると私は思っております。

その第一は、農地の買取価格が不当に低く評価されまして、被買収者は正当なる補償を受けていないと信じています。憲法第二十九条にいふゆる「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」これに根拠を持つところの農地改革と思ひますが、私の考えでは、この正当なる補償ということになっていないと思う。そのために被買収者は非常な損害をこうむっております。全国にわたりました関係者は数百万あるいは数千万の多数にのぼるのであります。ところが、それらが経済的並びに心理的に深刻なる影響を受けているのが事実であります。農地報償問題というのにはまずこの点から出発して考えなければならぬと信ずるのであります。

農地買取価格を評価するにあたりまして、農地の収益価格によつたところの評価法はあの場合はやむを得なかったものとして私は是認をいたします。しかしながらその評価のやり方を見ますと、評価法の原則に反した点が幾つかあるのであります。

して、そして、そのいづれも農地の評価額を低く押し下げるような方向に作用しているのであります。農地の買取価格は、地租法によつて農地の一筆ごとに定めてあった賃賃価格に、田においては四十倍、畑においては四十八倍という倍率をかけたものをもつてきめたのであります。ところがこの四十倍、四十八倍という倍率のきめ方が妥当でない。ために全部の買取地の価格が当然あるべきところよりも著しく低くなつておる。この倍率は、要するにまず全国を通じた中庸の田の一反当たりの稲作の収支計算を行ないまして、それから一反当たりの純収益、さらに地代部分をきめまして、それから中庸の、すなわち代表的の田と認めたものの自作収益価格が七百五十六円六十銭と出たおる、これと同じく中庸の田の反当の標準賃賃価格十九円一銭をもつて割りますと、その結果三九・八五という数字が出る、これをラウンドナインにして四〇と定めて、これがすなわち田の買取り価格を算出するための倍率となつたのであります。畑のほうは、この田の収益価格を基礎としていろいろ計算をして四十八倍となつた。

ところで、この反当稲作の収支計算が問題なんです。なかんずく最も妥当を欠くものは、標準田の反当玄米の収量が事実上二石三斗九升九合でなければならぬものを、これを二石と押えておるのであります。元来この計算は、当時の食糧管理局の産米生産費調査によつておるものであります。反当生産費は各費目を通じてこの統計調査の数字を採用してはいるのであります。それにかかわらず、収入の最も大なる部分を占めるところの玄米の収量は、この食糧管理局調査にあるところの玄米収量二石三斗九升九合というのを採用しておりません。ことさら別の農林省の統計中の米作統計の数字二石、これは代表的の田というものはあります。その二石を採用しておるのであります。

す。この二石には生産費調査がついておりません。この計算において、収入の主体をなすところの玄米収量は、生産費というものと密接に關係しておるの申し上げるまでもありません。いずれもこれは食糧の調査によって明らかであります。それが、それにかかわらず、大事な米の収量を生産費というものと全く引き離して、何ら生産費に直接の關係のない別の統計の米の収量を採用しておる。これにはいろいろ理屈が——私は妥当な理屈を聞いたことはありませんけれども、何か言っておりますが、しかしながらおかしいのは、なお米作の収入の中で、副収入のほうは食糧の統計からとっておるのです。そして大事な玄米の収量は、とんでもない關係のないところの統計を持っております。そして生産費調査、食糧の生産費調査にはちゃんとついておるのです。そのついておるを使わないで、關係のないところの数字を持ってきた、そして木に竹をついたようにくつつけて、それでその収支計算をしておる。そういうことをやっておるのであります。これを要するに当時の政府の調査というものは、忌憚なく申しますと、これはきわめて簡単なことで、誤りようがないのです。だから、これは誤りじゃないのです。故意にこまかした、こういわれてもしかたがない、弁解の辞はないと思います。しかも、その結果として米作収支経済の純収益を作為的に激減させた勘定になっておる。したがって、これによるところの価格の支払いというものは、これはむろん全国にわたって一つ残らず実施されたのであります。これは憲法第二十九条における正当な補償と反するもので、不当な補償であると私は思ふ。

なお、この米作収入の計算において計上したところの石当りの米価のとり方、たとえば當時は生産者価格を百五十円と見た。これは法律によって農林省が告示をして実行したのであります。當時はインフレの進行が急激でありましたから、これをそのまま支払いのときに採用いたしますと、これは社会の情勢に合わない。それでいま一

べん告示をやり直して、そうして倍にして、生産者価格を三百円にしてそれで払っておるのです。ところが實際払ったところの三百円という数字を使わないで、その収支計算において収入に大關係のあるところの米価というものはもとの百五十円を使っている、そういう点があります。その他なお問題となるところの幾つかの点が指摘できますが、これらの問題となる点は、一つとして農地買収価格を安く押えるというために役立っていないものはありません。かようにして、憲法にいわゆる正当なる補償ということからはるかに下離れた価格で旧地主は買上げられておるのであります。しかしながら最高裁判所は、あれでいいのだと、こういう判決が下っております。ので、補償ということとは行政的の措置としてはできないけれども、それならば、これにかわるような何か方法を考えるべきであると私は思ふ。こういうわかり切った統計ですね、食糧、食糧管理局、いまの食糧庁の前身であります。あそこでも生産費調査をした、そうすると収入には玄米幾らとて、副収入幾ら、それに対する生産費が幾ら、こういう順に出てきます。ところが別の統計で、今度は全国の代表的の田について調べた反当収量というものは二石になっている。その生産費調査に關係のない二石を持ってきた、この生産費調査にくつついた離るべからざる数字というものをほかへかけて、そうして計算しておる。これは、統計数字を扱うことについてABCを知っている人はそういうことはしないのです。それですから、間違ひはしないのであります。それで私は、これは間違ひじゃない、わざとでなければやれないことなんだ、こういう次第であります。その点一つだけでも正当なる補償ということはできない。まだあるのですけれども、時間がありますから、もし質問がありましたら……。

それから大體農地改革というのは、あれを実施した時期というものがこの大きな農業土地改革政策というものを実施するのに適当していない。あのときは社会及び経済の大混乱時代でありました。それでありましたから、米価なんかも一年に何べんでも政府の買上げ価格が上がっている。それから配給価格も変わっていく。そういう変転きわまりないときにあれをやったのです。そうであるから、あれをもしあの時期をおくらずして、昭和二十二年年度の現在においてあれを実行しますという、今度は倍率、貸賃価格に四十倍をかけた買収価格を出したという、あのことがマイナスになつてくるのです。倍率がマイナスになつてくる、そういうふうになつてくるのです。政府のやつた計算方式でやると、マイナスということはどういうことですか、しいて考えれば、地主から土地をただで提供して、その上に金を出させる、これだ、マイナスになります。そういう結果が出るのです、二年ばかりおくれであれを実行すると。だから、したがってあの時期にやるといふことは適当でないと私は考えます。それでない、そんな要てなことが出てくる。それで、アメリカ人なんか言う人がありましたが、つまり大體あのインフレが大進行中は無理だ、永久にインフレがあるわけはないのだから、そのうちに落ちつくだろうから、その落ちついたときにやらなければ非常な不公平ができるということ、アメリカ人あたりでも言っている人もあります。そういうわけでありまして、したがって、あの支払いを受けるのは二十五年、あるいはその以後になつた人もあります。ところが土地の価格というものは、二十年の秋ですか、あの現状をもとにしてきめた、こういうのであります。その間にインフレが大進行をいたしました。それで、何倍にも上がったのです。それで、何か正当なような額をしてきめた価格といえども、實際支払いを受けるときには、その貨幣価値というものは非常に減退して、それによって受けるところの被買収者の損害というものがばく大であります。そういうわけでありましたから、これはここでは言うてもいいかもしれませんが、あれは正当な補償でない。しかしながら、最高裁判所できま

たというから、それに従わないということにはいかぬかもしれない。けれども大損害を与えて知らぬ顔をしているというところは一国の政治じゃないと思ふ。しっかりと政治をやるのには、政府の作爲的なやり方でもって大損害を受けたという者に対しては、あとから相当にいたわってやる。少なくとも相当多額のいたわりをしなれば、これは善良なる国民であるところの地主、それは大きな地主ばかりではありません。大多数、九十何%というのはきわめて小さい地主なんです。つまり普通の百姓なんです。普通の百姓でもって、そして一方に遠くのところに土地を持っていたら、それで貸すといったような者まで、つまり零細なる農業者である土地所有者がそれによつてずいぶん損害を受けておる。こういうわけなんでごいまして、あれは非常な問題がある。だから、それを大いにいたわってやるといふのが私は至当である、こう考えます。

○河本委員長 次に参考人にお願ひいたします。○参考人 内閣総理大臣官房の諮問機関であります農地被買収者問題調査会の参考資料というのをいただきました。それをいろいろ読んでみますと、そこの中のことばに「農地改革により農地を買収された者に関する社会的な問題とは、旧地主の現在における困窮その他の生活上、生業上の問題であり、正当な法律に基づいて正当な補償をもつて行われた農地改革そのもの及び現行農地法の建前を検討することは適当でない」ということが書いてあります。この前提に立つて同調査会は調査、審議をいろいろ進めたのであります。その調査の結果というものが概括されておるわけであります。調査会は「旧地主の現在における生活上、生業上の問題」というものに重点を置いて、旧地主に一定の補償をなすべきかという点の客観的な判定資料というものを、實際調査の結果として提供しているのであります。私は、まず第一にこの資料によつて私の意見を若干述べてみたいと思ひます。その概要というも

のは、大体七項目あげてありますが、その第一に「被買収世帯の収入は買受世帯及びその他の一般世帯に比べて必ずしも低くない。」というところが結論として第一にあげてあります。参考の統計表を見てみますと、これは同資料の十二ページの表(3)を見ますと、たとえば農業所得金額規模別世帯数というので、四十万円以下のパーセンテージと五十万円以上のパーセンテージを見てみますと、被買収者の場合には、合計しますと七四・一％であり、一般の場合には八一・一％、一般の場合が七％高くなっております。五十万円以上の一、一％中以上と考えると、農業所得金額規模別世帯数というのを見ますと、被買収者の場合にはこれが一二・二％であり、一般世帯の場合には七・八％というぐあいになっております。

それから年間の所得で見ても、被買収者の場合には四十万円以下が四五・三％であり、一般の場合には五二・七％というぐあいに、一般のほうはるかに高くなっております。五十万円以上の場合には、被買収者の場合には三九・六％であり、一般の場合には三六・二％と低くなっている。この第一項目にあげてます被買収世帯の収入が高いということは、この統計表によつたものと思ひます。

それから第二に、田畑山林の所有及び経営についても被買収世帯は買受世帯及び一般世帯に比べると面積が比較的大きいということ。それから第三項に、被買収世帯の世帯員で市町村長とかその他のいわゆる公職についている人の比率というものはるかに高い。これは戦前でも高かったけれども、戦後でもこの差は必ずしも縮まっていないうようなこと。それから第五項に、暮らし向きの自己評価、これについても一般世帯に比べて被買収世帯というのはいさなり高いということがこの実態調査の結果として掲げてあるわけでありま。

この生活事情あるいは経済的な状態というものが、現在そういう状態に置かれていっていることは一応頭に入れておかねばならないことだろ

うと思ひます。生活上、生業上としてわれわれが考える場合には、買受者人とかあるいは一般世帯に比較して、いわゆる被買収者というものが現在特に経済的不利をこうむっているという一般的な結論は、少なくともこの統計表から見ますと一般的には下せないということが言えるのではないだろうかと思ひます。

この調査結果に基づいて、同調査会は大體二つの項目について答申をしていますが、その第一は「生活上又は生業上困難な状況にある者に対し、生業資金の貸付の措置を講ずる。」ということ、第二項目として「その子弟を進学させるのに困難な状況にある者に対し、育英その他の制度の運用において配慮を加える。」ということをしておりまして、補償すべきかといふことについて確たる結論を出してないのであります。この二つの措置の理由として、農地改革が社会的経済的基盤に大幅な変動を来した、調査の結果においては被買収世帯の中には現在生業に困難を来している者もあるという事実に基づくもので、この二つの措置を講ずべきであるということをしてい

るわけでありま。それではこの被買収者の現在の生活上、生業上の困難がはたしてもつばら農地開放に基因するものかどうかという点であります。戦後のインフレーションの非常に急激な進行、考えられる原因はそういうことももちろんあります。それから被買収者個人の問題というものも考えなくちゃならないでしょう。そういうことを考えてみますと、一体これがもつばらこういふ被買収者の農地開放によることであるのかどうか、そういう点が必ずしも判断が非常に容易でないということが言えます。これは単に被買収者だけの問題でなくして、戦後におけるわが国の一般的な問題であるだろうと思ひます。こういうことに対して補償する

ということがかりにこの補償の主たる目的であるとしてますならば、一般的な生活困窮者とか要保護世帯に対してむしろ社会保障というものがもっと

としてこれは当然考えられなくちゃならないものだと思ひます。そのためには、こうした生活困窮者に対する社会保障の充実というものがその政策としてとられなくちゃならないということが一般的な問題としてはいえるのではなからうか、こういうぐあいに考えます。私は、そういう観点から、特にこの被買収者のみを対象として措置をとるということについては非常に疑問を持つものであります。

以上、私は大體この調査会の参考資料というものを中心に意見を述べたのでありますが、そのほかに、この調査資料というものをから離れまして、若干この補償について考えてみたいと思ひます。その第一は、戦後行なわれ農地開放といふものは、御承知のとおり、一九四五年の十二月九日、連合軍総司令部の例の覚書書きによつて出たわけでありまして、この覚書書きに述べた内容については、こゝであらためて申し述べたまでもないことだと思ひます。しかしながら、この農地改革といふものが、日本の戦後の経済の近代化だとかあるいは民主化といふものにとつて非常に大きな役割りを果たしたといふことは、これはひとしく認められるところであらうと思ひます。しかしながら、この農地開放に關しましては、その後多数のいわゆる違憲訴訟といふものが提起されて、買収価格が不当に安いという論議その他が盛んに戦わされたのであります。しかしながら、この農地補償の底流として現在もその後ずっと流れていまして、こういふ農地開放から来る違憲訴訟、いわゆる憲法に保障された所有権の侵害である、あるいはこの買上げ価格というものが不当に安かったといふことについての論議、考え方というものが現在もおおややはり底流として流れているかと思ひます。この違憲訴訟に關しましては、先ほどもありましたように、最高裁判所の判決によつて決着がすでに一応ついておると思ひます。買収価格が不当に安いという考え方は、私、この買収価格の決定のしかたは必ずしも正確な綿密な計算によつて決定されたとは考え

ませんが、とにかく特にそれが問題になつてきますのは、その後におけるわが国の急激なインフレーションの進行、ことに最近における地価の暴騰、こういうことから、かつて安い価格で買上げられた土地に対して再び問題が起つてきているのだらうと思ひます。しかし、もしこの買収価格が非常に安価に過ぎて被買収者がその結果経済的不利を特にこうむっているとするならば、同様のことは、たとえばその当時行なわれていたいわゆる米の強権供出、非常に低米価で米の供出が行なわれておりますが、当然こういうことも國家の補償の対象になるべきではないだらうかと私は考えるわけでありま。それからまた、戦後の急激な経済的変動による被害者といふものは、これは土地を開放した人も含めて、単にそういう人だけではないことが國民一般が非常に大きな被害者であるといふことが私はできるだらうと思ひます。もちろん國民の中には、その過程で一切の財産を無に帰したといふかになりたくさんの國民がいることは私があらためてここに申し上げるまでもないことでありま。それを一々取り上げていたならば、國家はおそらくこういう人々に対しても一定の補償をしなくちゃならないといふような問題が起つてくるのではなからうか。

それから第二に、何ゆゑに農地の被買収者に対してだけ今日特定の給付金を補償として与えなくちゃならないのか、その根拠は一体どういふところにあるのかという点であります。まあこれは、戦時中はさておきまして、いま言いましたように、戦後においても戦後の急激な経済変動、あの困難な経済状態の中で、これは私たち自身もそうでありまが、やはり自分の財産あるいは家屋、不動産といふものを失いながらあの困難な時代を乗り切つてきているわけでありま。そういう意味では、特にこの被買収者に対してのみそういう補償が必要であるという理由を私ははつきり納得することができません。

それから第三には、調査会の答申には、前述のように、二つの項目について必要な措置をとるこ

とということが答申としてあげてありますが、この農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案というのを見ますと、被買収地全部に対して給付金を支給するという内容になっているようであり、その点は一体どういふことなのか、私はこれは答申と若干違っていると思います。が、そういうことを考えてみますと、その理由として、これはけさの新聞に出ていたと思うのですが、田中大蔵大臣は、この農地開放というものは、その後の経済の民主的あるいは近代的発展のための原動力、基礎になっているから、そのために特に農地の被買収人に対して補償をする必要があるのだというお答えであつたように読みましたが、もしそういう考え方からしますと、現在のこの高度経済成長政策という一つの大きなプラスになつていふと思ひますが、しかし、それと並んで、中小企業とかあるいは農業に対する大きなひずみがあるわけであることも周知のとおりであります。中小企業では多くの倒産者が出ています。それから農民の間には出かせぎ、そのために家がめちやくちやになつていふような事態も出ております。そうしますと、国家のそういう政策によつて、それが経済発展のためにやむを得ないといふ考え方からしますと、たとえば中小企業の倒産あるいは農業の面における大きなひずみ、それによる被害といふものに対して、われわれはやはり国家の補償といふことを考えなくちゃならないのじゃないだろうか、こういう考え方論理的には出てくるわけであり、そういうことになりま

す、やはり同じような考え方からいいますと膨大な金というものが要になるでしよう。これは、この農地補償面積といふものが被買収地、買上げ地全部にわたつていふ、その金額といふものもすでに膨大なものでありますが、さらにそういう同じ論理を進めますと、他に補償すべき問題といふものは、あの戦後の動乱の中に、数え立てればこれは数限りなく出てくるだらうと思ひます。私は、この被買収人に対するそういう補償と

かあるいは何らかの援助といふものは、生活上非常に困難な人があるならば、これはやはり当然やらなくてはならない。しかし、それには、特に被買収人だけを対象にして行なうものでなくして、社会保障の一つの対象として当然取り上げるべき問題だといふ持論でございます。

概括的に、私はこの農地補償の問題に対しては大体以上のような考え方を持っております。(拍手)

〔ばかなことを言う〕と呼ぶ者あり

○河本委員長 次に、中村参考人をお願いいたします。

○中村参考人 私どもは、戦後の農地開放のときには政府に協力いたしまして、農地開放を推進したものでございます。その当時からすでに気の毒な地主もありました。けれども、あゝいふ大事業、革命的な事業をやるために一線を引くということになりますと、やはりそこには無理が起ころうことは当然でありまして、今日のように気の毒な地主を救済するといふ親心があるならば、あの当時にやはり別の方法で気の毒な地主を救済する方法をとるべきであつたと思ひます。しかしながら、やはり諸外国では血を流して革命をやるようなことにならなければできないような農地解放といふ事業を平和裏にやつたといふような点で、戦後の非常に大きな功績であつたと思ひます。

それから、いま旧地主さんに報償するといふことでございますが、ほんとの意味は、私は追加補償ではないかと思ひます。しかし、これが今日被買収者の問題になりましたのは、少なくともあの当時の農地開放の目的が農村の民主化とか、ひいては日本の民主化あるいは食糧の増産、そういう非常な緊急の事態と将来の日本の再建のために基礎となるべき大事業をやつたわけでございます。そして、そこに犠牲になるべき地主といふものがあつたことはやむを得ないことであります。

しかも開放された開放農地といふものは、これがその後わずか五年たつたかたぬうちに法律を改正いたしましたして、その開放農地の転売、転用を自

由にした。ここに大きな問題があつたと思ひます。もし開放農地の転売を禁止して、その開放農地は再び政府が買い上げるといふことになれば、今日の土地暴騰も抑制できたし、あるいは構造改革事業による農地の拡大もできたし、公用土地の取得の問題もできた、そして旧地主のこのような大きな社会的な反響といふことも、運動にもならなかつたと思ひます。そういう不始末な政治の結果を、報償といふ国の自由な意思によつて行なう。報償といふのはよく意味がわからないのですが、わけのわからないばく大な金が出るということでございます。

その当時の価格は、私どもは不当に高いとも安いかとも思ひません。要するに当時の農地の実情からいって、農業経営に使用する農地としての値段としては当然であつたと思ひます。その後のインフレ、あるいは土地の転用によつて農業以外に使用するために土地が暴騰し、そのために開放農地、ほんとうに耕作農民に渡るべき土地が、耕作農民でなくして投機材料になつておる。そこに被買収者の大きな不満といふものがあつたと思ひます。したがって、廣川農林大臣であつたかと思ひますが、あゝいふむちゃな、つまり約束を旧地主に守らない政府がだらしないかたといひますか、そういうことを守らなかつた、そこに問題があると思ひます。

それから私どもは、その価格が当時安かつたから、その後価格が上がつたから追加補償しろといふことになりまして、今日の公用土地の取得におきまして、土地買収は時価買取ということになつております。したがって、いまのような状況で土地を買いまして、すべての農民は、公用土地といひまして、これは強権によつて臨時措置法まで出まして、賠償価格のきまらないうちにその工事が始められるような措置法ができておりました。このような状況で、その後土地が上がつたかまた追加賠償を要求するといふことになりました。そのようなやり方では、今後の公用土地の取得におきましてもいろいろな問題が起ころうと思ひ

ます。ただ気の毒な地主といふものはいま始まつたものではなかつて、以前から、最初からあつたものであつて、これらを救済する方法は、このようなやり方ではなくして、やはり先ほど申されたとおり、前向きな姿勢で解決していかなければならぬ。そのためには、やはり社会保障といふものを国の責任においてもっと徹底し、すべての国民が生活を保障されるという形で解決していくべきじゃないかと思ひます。したがって、私どもは、この報償といふよく意味のわからないお涙金を旧地主のすべてに与える、困つていふ人にも困つていふ人にも一定限度のものを平均して与えるというやり方、そういうことがはたして国の金を使う上に非常に有意義であるかどうかということに対して疑問があらまして、ほんとうに困つていふものにはやはり国の責任において生活を保障してやるという方法を確立してこそはじめて前向きによる解決の方法じゃないかと思ひます。

それから、今日のこのばく大な金で追加補償をすることによつて弊害が起ころうといふことが考えられる。今日いろいろな人の意見を聞きまして、世論によりまして、そのことが非常に心配されていふようでございます。したがって、私どもはやはりその弊害、つまり犠牲者は旧地主だけじゃないのだといふ国民的な感情があると思ひます。また地主にしてみれば、当時革新政党は山林の開放まで要求してはいたはずであります。山林開放をせずに農地だけ解放したのは片手落ちじゃないかといふこともあつたわけでございますが、そういう点に対する旧地主の不平不満もあつたかと思ひます。そういうことを考えますと、今回の被買収者に対する報償によりまして、さらに他の犠牲者に対しても報償とか補償を國がやらなくちゃならぬといふようなことになってきますと、これからの政治の面がかえつていろいろな困難が大きくなるのではないかと。したがって、私どもは、このようなやり方によつて旧地主を救済するやり方については疑問があり、また妥当ではない、こういうふうに考えるわけでございます。

そういう点を考えられまして、この農地報償についてはやはり前向きな姿勢で旧地主の救済というのを考えるべきじゃないかと思ひます。

以上簡単でございますが終わります。(拍手)

○秦参考人 ちよつと私の先ほどの陳述の途中で、ばかだということ聞いたのですが、私はきょう参考人として出てきているので、そういうことはここで取り消していただきたいと思ひます。

○荒船委員 ただいま参考人から御発言がございましたが、参考人はあくまでもお忙しなところをおいでいただいたのですから、非礼なことばがあったとしたら、やはり取り消しをすることがいいと思ひます。さういひとつ委員長、お取り計らいください。

○河本委員長 秦参考人に申し上げます。

先ほども失礼な言辭があつたとすれば、委員長からも深くおわびいたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○河本委員長 速記を始めて。

これより質疑を行ないます。高田富之君。

○高田委員 橋本先生にお伺ひいたします。一点だけでございますから……

お話を承りますと、私の理解いたしましたところによりますと、先生は今回の給付金の支給に関する法律案、これに対してもちろん御賛成の立場でございますが、賛成なさる趣旨でございませうね、この趣旨が、提案されております政府のこの法律案の趣旨と完全に一致しておるという立場からの御賛成であるのかどうか。ちよつと必ずしも明確でなかつたのですからお伺ひしたいのでございませうが、あなたはこの政府の給付金支給に関する法律案の趣旨、この考え方に對しても賛成なんでしょうか。反対の立場から、金を出すことには賛成だけれども、こういう考え方で出すことには反対だ、こういうのでございませうか。もう少しはっきり御説明いただきたいと思ひます。

○橋本参考人 お答えいたします。政府の提出します。

た法案の説明書の趣旨ということでございませうか。私はむしろこれは賛成をいたします。そして私の議論は、あるいはその以上についておるのだらうと思ひます。というのは、困っているからそれを救済するというのも必要なことでありましよう。しかしながら私の論旨をもつてすれば、あれは不当な安い価格なんだから、困るうが困るまいが不当なものは正しくなければいけませんという感じを私は持つておる。だから、その中途で報償というやうななまぬるい意味だけれども、しかしながら、今日最高裁判所の決定というものもあるのだから、政府はそれを破ることはできないと私は思ひます。だから、そのいたわりとして、経済的影響、心理的影響、これは大きなものでありますから、それらをひとつ緩和するやうにできるだけおやりになつたらよろう、こういう趣旨でございませう。

○高田委員 だいはつきりいたしました。そうしますと、政府のたてまは、例の最高裁の判決によつて、農地改革による対価というものは正當なものだから補償の必要はないんだということがまず前提になりまして、そのことではなしに、別の角度からこの給付金法案というものが出てきているのだと思ひますが、あなたのあれでいきますと、さうではなしに、最高裁の判決自体が間違つておる、したがつて対価が不当に安く、これは憲法違反であるという立場から、名目はさういふふうであつても、實質的には補償をさせておるといふ意味において賛成なんだ。名目はちよつと違ひますけれども、さういふ再補償という意味において賛成である、さういふことでございませうね。

○橋本参考人 お答えいたします。私が申し上げましたとおり、あれは最高裁が何とおっしゃるが、この生産費調査には収入と支出が離るべからざる関係でくつておるのを、それを頭だけ、収入だけ取り除いて、ほかの関係のないほうから持つてきておるということを私は認めることができない、さういふ趣旨です。しか

しながら、それを訂正しろと言つたつてしかたがないのだ、まあできるだけ政治の面においてその欠陥を補うということをお考えになつたらよろう、さう考えます。

○高田委員 これで終わりますが、さうすると、説明書きにどう書いてあらうとも、政府のこの出している法律案というものは補償である、さういふうに御理解なさつて賛成されておる、さういふ意味なのですね。

○橋本参考人 お答えいたします。

十分の補償と私は考えておりません。なぜかといふと、額がのぼるに従つて減減しておる、それで百万円で切つておる。完全な補償であればどこまでも同じ割合でいくべきだ、だがさうじゃないのですから、これは補償とは言えないのですな。

しかしながら、今日の實際問題として、補償しろと言つたつてなかなか有効にそれが実現されるとは思ひません。ゆゑに、なるべくそれに近いほうに持つていきなさい、さういふのです。

○河本委員長 石田有全君。

○石田(有)委員 時間の都合がありますので、秦参考人にお伺ひしたいと思ひます。

戦争前から、地主・小作の間におきましてはいろいろな社会問題がございまして、全国至るところに小作関係で紛争が起つておりました。当時われわれもその信念で戦つてまいつたのでありますが、地主といふものは盲腸にひとしきりものだ、これはなくないんだ、むしろあることによつて、医学の発達しない時代においては命さえ奪われる危険性がある、もう地主といふものは必要はないんだ、ばかりじゃなくて、これはもう有害なものだといふ議論があつて、相当な学者の中でも論争があつたわけですよ。であればこそ、私どもが農民にそのことを呼びかけて、土地を農民へというスローガンのもとに戦いを進めてまいりました、私が、私などは四回も五回も刑務所に入つた。しかし農民は強くわれわれの主張を支持して戦つてまいりましたが、私は、戦後の処理が行なわれなかつたとするならば、日本の農村、日本の政治

というものはもつと変わったものになつておる。すなわち農民の力によつて農地というものは解放されておつたのではないかと考えるのであります、秦参考人の御意見を伺ひたい。

それから、次にもう一つの問題であります、開放経済体制のもとにおける国際競争力の点で見ると、時間がありまけんから端的に申し上げますが、たとえば畜産と果樹は成長作目だといわれておるけれども、畜産物のときは、わが国のような状態では、放牧体制をとつておる外国の乳製品と輸入飼料に基づくところの日本の畜産ではどういふこれは競争し得ない。何といつても牧野の開放というものが絶対的な条件にならなければならぬと思ひます。農地報償が実現をいたしますと、大面積を所有しておる地主諸君の心理的な影響から、今後さういふ土地の高度利用といふものに對して、土地の値上がりといふやうな非常に大きな障害をもたつたのではないかと、さう考へるのです。内閣はかつて河野さんが農林大臣のときに、農地の値上りに對して適當な措置を講ずべきではないかといふ質問に對して、その意思はないといふことを答弁しておられましたが、今日土地の値上がりといふものは、さういふ日本農業を前向きにさせる上においての歯どめの作用をするのではないかと、さういふ点について私は心配をするのですが、この点はいかがでしようか。

それから第三点といひましては、いま千五百億ほどの給付金を出さうといふことであります、今日のわが国の農業では、構造改善事業をやるといふても、農民を生体モルセットにしておるものだとはいわれておる。まさにそのとおりなんです、何ら自信を持たないところの機械化、近代化を進めておる。一番極端なのを見ると、鶏であります、鶏は、種鶏をはじめ、ひなを大量にアメリカから輸入して養鶏をやらなければならぬ、これはたくさんありますけれども、一

つだけ実例をあげたいと思うのでありますが、たとえば機械化にいたしても、日本の農業に適するような機械が、コンバインにいたしてもその他のものにいたしても、まだ見出されておられない。それは農民を試験台にしておる。千五百億という金を旧地主に出すくらいならば、なぜもっとそういう面で前向きに日本の農業を国際競争力に耐え得るような姿勢をつくるための予算の措置をしないのか。そういう点を怠っておつて、そうして旧地主に補償をするというふうなことは、いわゆるうしろ向きの措置であつて、全然前向きにならないのではないかと。これは単に農業と農民の問題だけではない、私は、日本の国全体の面から見て非常に重大な問題だと思つてゐる。たとえば日本の輸入総額が七十九億ドルであります、農林水産物の輸入総額は三十四億ドルで、約四〇％に及んでおるわけです。この上さらに農林水産物を外国に依存するというようなことになるならば、国際収支の面から見て、日本の国の経済の将来にとって憂うべき問題になるのではないかと。そのうしろ向きの第一歩となるおそれがあるということを私は憂うるのであります。

ひとつこの三点についての参考人の御意見を承りたいと思つております。

○参考人 いまの御質問であります、第一点で、戦前の地主に対する一般農民の考え方ということから解き起こされて、こういう土地所有の形態というものが経済の進歩とともにどういふぐあひに変化していくかということであり、これが、世界の歴史から見ても、いわゆる封建社会の土地の所有のしかたといふものからだんだん変化してきて、資本主義社会においてはやはり資本主義的な土地所有といふものが、近代的な土地所有と一般に呼ばれてゐます、そういう所有形態に変わつてきているわけであり、少なくとも終戦に至りますときまでは、日本の土地の所有のしかたといふものは必ずしも近代的な、と私たちは呼んでいますが、ヨーロッパ的ないわゆる近代的な土地所有の形態でなかつたというこ

とは、これは一般的に言えることだと思ひます。イギリスなんかの場合には、そういう近代的な土地所有の形態に変わつてきたといふのは、すでに産業革命の直前あたりに完全に近代的な土地所有の形態に変わつてきているわけであり、日本の場合には、これが終戦直後のときに至ります、で、たとえば小作料といふのは五〇％以上払つてゐた。近代的な土地所有の場合には、こういう高率の小作料を払うといふことはないのであります。これは、いまおっしゃつたように、すでに戦時中からそういう小作料率に対する問題は、国としてもあるいは農民の間でも広く取り上げられていた問題であります。したがつて、終戦後日本がこの戦後処理の過程で、先ほど言ひました総司令部の覚え書きによつて農地改革というものが着手したのであります、経済の動向から考え、ことにあの時代の一般的な世界経済の動きという方向から考へてみますと、日本でもおそれ早かれ必然的にこういつた土地所有の近代化といふことは当然に行なわれていたはずだと思つてゐるのであります。日本の場合は、それが総司令部の覚え書きといふもので強力に働きかけられて動いてゐたといふことではあります、それがなくとも、必然的にそういう方向に進んでゐたに違ひないといふことは、世界のそういう動きから考へてみても当然に言へることだといふぐあひに私は考へます。それから開放体制下における問題であります、これは私が申すまでもなく、いま例を畜産にとつて見ましたが、日本における畜産経営といふのは、非常に困難な状態に置かれておる、ことに外国から入つてくる酪農製品に対する太刀打ちといふものは現在非常に困難な状態に置かれております。そのためには、農業政策としてそういう外国からの酪農製品の輸入に対して当然に抵抗できるような十分な措置といふものが国内にまづとられなくてはならない。少なくとも日本の農業を發展させるといふ前向きの立場で考へられるならば、当然そういうことが言えるのであります。たとえば飼料の問題にしましても、あるいは

飼料を確保すべき牧地の問題にしましても、外国から酪農製品が入つてくる前に、十分そういう措置がとつておかなくてはならないのは当然のこととあります。非常に残念なことですが、日本の場合には、たとえば牧地の確保といふような点では必ずしも十全ではなかつたといふことが言へるだらうし、あるいは安価な良質の飼料の国内における確保といふことが、現在から考へてみますと必ずしも十分でなかつた。そのために、御承知のように、いま酪農家は乳価と飼料高のはさみ打ちにあつて、非常に困難な立場に置かれてゐるといふ現状であります。その前に自給飼料の率を少しも高めて、酪農製品のコストの切り下げ、畜産における生産コストを切り下げて日本の畜産を發展させるという見地をとりますれば、当然にこれは自給飼料のもとであります牧地の確保といふことが必要になってくるわけであり、国有林はもちろんのこと、あるいは非常に広大な土地を安く確保してやるといふことが当然に必要になってくるわけであり、その場合に、農地償還といふようなことがもし行なわれるならば、地主のそういう心理的影響から考へてみて、牧地の払い下げあるいは牧地への転換といふことが非常に困難ではないかといふ心配であります。これは払い下げられる対象になるような牧地だけではなく、一般に地価が非常に暴騰してあります。そのために山林地の価格といふのも必然的に現在は一ころに比べて高くなつてゐる。そういうことと考へてみますと、牧地のための土地の価格といふものが、牧地の大なり小なりそういうことが所有者に対して一定の心理的影響を与へる。牧地への転換といふものが、安く転換をしていくといふことがかなり困難になってくるだらうといふことは私も心配する一つの点であります。それから第三点であります、この千五百億円の給付金の問題であります。これは、私も先ほどちよつと述べましたように、日本の農業を少なくとも近代化し、もっとしつかりして外国の農業と、完全にといわなくても、相当根強く太刀打ち

できるような、そういう農業に持つていくためには機械化も必要でありますし、いわゆる土地基盤の整備といふものももっと積極的に進められなくてはならないわけであり、せつかく農地改革によつて農民が土地を持つようになる、そして自分の土地で積極的に農業生産をやるといふ意欲を持つてゐる現在、どうして日本の農業にひきまが起こり、非常に困難な立場に置かれてゐるか、やはり現在行なわれている構造改善政策にしましても、いわばこれは全国的な耕地の面積からいいますと単なる点にしかすぎない、非常に小さな面積についてのみ行なわれてゐる。しかもそれがかなりやりにくい形で行なわれてゐるわけであり、これをもう少しとらへてみると日本の農業を近代化し、あるいは合理化していこうとするならば、もっともつと金をつぎ込むべきであります。農業の發展といふことを少なくとも前向きに考へ、積極的に日本の農業を發展していくといふ方策をとらうとするならば、やはりこの千五百億といふ金はそういう日本の農業の發展のためにプラスになるように使つていただきたい。私、日本の農業といふものを特に心配する立場から、積極的にプラスになるように、これを日本農業の發展のために使つていただきたいといふことを心から願つてゐます。

以上でございます。

○河本委員長 村山喜一郎

○村山(喜)委員 委員長にお尋ねしますが、社会党の割り当て時間はあと幾らあります。

○河本委員長 社会党の割り当て時間は四十分でありますから、まだ残り十五分でございます。

○村山(喜)委員 私は橋本先生にお尋ねをいたしたいと思ひます。

先ほど橋本先生のお話をお伺ひいたしておりました、反当三石といふことで設定をしたところに第一の間違いがある。しかも、それは食糧庁の米価の生産費調査に基づいてやるべきのに、その資料を使わないで、政府は補償の金額をきめる場合においては別な統計、農林統計を使つた、こういうこ

とからこの問題について錯誤を起しておるのだという説明でございます。そこで、当時のことでございますが、先生が橋本鑑定書を裁判所にお出しになったということも本を通じて聞いておるわけでありまして。この内容を見てみますと、当該農家の個別の米の生産費を算出する場合においては先生のお説の場合が適当であるかと思うのであります。しかしながら、はたしてその食糧庁の米の生産費調査の農家というものが農家の全部の階層を代表していたものであるかどうか、そこに問題があるかと思うのであります。当時の生産費調査をやります農家の場合の選定要綱をみますと、これは明らかに富農的な、優秀な農家が選ばれて、しかも経営面積を見ても平均反別以上のものがあり、しかも農機具なりあるいは家畜等も完備し、地力の高い農地を耕すというような、そういうものが条件として設定をされておった。このことについては、昭和二十四年の農林省の農家経済調査を新しい要綱によりまして改正するときにあたりまして、改正の最大の目標というものは、全農家の階層を代表するようなサンプル調査でやるべきだということで、これらの問題については農林統計のほうで正しい当時の資料としては示されるものではなからうか、私はこういうふうに考える一人でございますが、これには食糧庁の米の生産費調査の農家というものが該当すべきものであるという客観的な事実がございましたら、この際御説明を願っておきたいのであります。

それと関連性がありますのは、昭和二十八年の十二月二十三日の最高裁の判決の判旨の内容でございます。その内容を第二項において見てみますと、自創法六条三項の定める買取対価の算出のしかたは、その計算の項目において合理的であるばかりでなく、その算出過程においても不合理ではない、また「対価算出の項目と数字は、いずれも客観的且つ平均的標準に立つのであって、わが国の全土にわたり自作農を急速且つ広汎に創設する自創法の目的を達するために」云々と書いてあるのではありません。そういう立場からいいますと、先生が鑑定書としてお出しになりましたその主張をされる学問的根拠といえますか、そういうものは一応の価値があるといえましたが、最高裁の判旨の中に取入れられませんでしたものは、先生の主張というものが退けられておる、こういうふうな度から見ました場合に、先生の学問的な權威というものを侵す気持ちは毛頭持っておりませんし、尊敬をいたしておりますが、しかしながら、最高裁においてその論理は否決をされておる、こういう立場から考えてまいりますならば、補償ということに成り立たない。しかも、当時のそれらの数字の押え方というものを客観的に妥当であつたといふことを政府みずからもこれを認めているわけでありまして。とすれば、その補償でない、いわゆる報償的なものをつけないければならぬという考え方に立つたときに、これはどういふ形において考えるかということになれば、憲法の上から考えてまいりますと、当然最高裁の判決というものは、三権分立という立場から、国会としても、立法府としても尊重をしなければならぬ、こういうような考え方に立つのが正しいと思ふのであります。そういうような考え方に立つてまいりますと、先生のお説というものは私納得ができない点があるのでございますが、その点について憲法上、専門は憲法学のほうではなからうと思ひますが、憲法上これらの問題について、その補償に準ずるような報償が行なわれるということがはたして正しいとお考えになるのか、この点についての御説明を賜わりたいと思うのでございます。

はい、この際先生にもう一つお尋ねをいたしましたのは、自作農収益価格の問題につきましては、計算の方式が示されておりますが、これについてはあまり争う余地がないようにお聞きするのであります。この自作農収益価格の算出について、なお問題がありますならばこの際お示しを願いたいと思ひます。それと、当時におきましてはいわゆる自作収益価格のみならず、三町歩以下につきましては、御承知のように、地主採算価格に基づいた報償が地主報償金として反当たり二百二十円たんぼについては出され、畑については百三十円も出されているのであります。そういうようなことから考えてまいりますと、これは単なる計算やその他のやり方の問題ではなくて、そこにはやはりこの農家の被買収者の土地開放がなされた時点においては適切であつたけれども、いわゆる国のインフレ政策というものの結果、たまたまの時点においては、そこから旧地主の不平不満というものが生まれてきている。だからそれを今日の時点において、たまたまな価格で取り上げられたものを再補償をしなければならぬ、こういうような意味合いにおける法案としてわれわれは受け取っているものであります。その問題については私たちはそのような立場に立っておりますけれども、先生の御見解はいかがであるかをお尋ねいたしたいのであります。以上です。

○橋本参考人 お答えいたします。

農地買取価格算出の基礎として当時の政府当局があげたあの計算において二石をとつたのは無理であるとは私は申し上げました。ところがこの二石というのは、全国の米の収穫量を調べるための調査の平均でありました。これは、たとえば山の中の一反歩当たり三俵かあるいはそれ以下しかたれないというところも入っておるのです。理屈上は全部について入っている。しかしながら、それは生産費の調査というものはついておりません。ただ収穫量の調査こきりでありまして、それだけです。それは今日の農林統計を見ても、毎年やっているのですから出てくるのです。ところが食糧のほうには、つまり標準田と申しますか、標準田といふのは、むずかしいことはいろいろあります。うけれども、とにかく全国を代表するものと公に認めた田であります。ですから代表田といつてもいいのです。政府がそう認めているのです。その収入が幾ら、それから生産費が幾ら、こう出しておるの、これは食糧の統計を使つたのがいいか

悪いかということですが、政府が一番いいと思つて當時は使つたのです。またあれ以外には官庁統計で米の収支計算を全国的に計算して出すことのできるものはありません。あれ一つしかないのです。ですから、あれをおとりになったということはやむを得ないと思う。今日の進んだ統計の技術、学問から見ますと、あれはいまおっしゃる通りに、どうかと思うという点が多々あると思ひますけれども、しかし当時政府が標準田、すなわち代表田として認めるのにはあれ以外に方法がなかったのであります。それを、じゃ正しく完全でないからあれをとりやめなさいといつたら、農地改革というものは行なわれないのです。だから、農地改革を行なうためにはあれをとらざるを得ない。それを、二石という玄米収穫というものをほかの統計から持つていって、当然くついている、頭と胴とくついているようにくついているのをとつて、そうして関係のないところの、政府が代表と認めていないところの数字が二石なんです。だから、政府のやつていることをそのまま私は採用したのであります。その点は政府のやり方を採用しているのです。数字を採用しているのではない。だから、もうあれ以外の方法はない。そこで、あれをやむを得ず認めておる。今日はまだ統計法が比較的完全になりまして、そうして各階層別のもので漏れなく、その代表的なものが含まれるという組織になつておりますから、あの当時と比べると非常に完全に近いものであります。が、いま言つたつてそういうことはしょうがないのです。あのときはそういうものはないのですから。

それからその次に、最高裁はいろいろあれの内容容について検討して、あれがいいのだと言つた。それだからそのほうがほんとうじゃないか、こういうお説のようであります。そうじゃないかと農業者の専門であります。私ははばかりながら問題も私の専門として研究してきておるのであります。しかしながら、専門的のむずかしいことを

持ち出すまでもなく、いま申し上げたように、離れるべからざる収入と支出とあるものを収入だけを掘り出して、ほかから関係のない生産費支出の計算のくつついてないものを持ってくるというのは、これは専門以前の問題でありまして、常識の問題であります。ですから、どちらから申ししましても、最高裁が何と言おうと、専門学というのは最高裁の支配を受けません。専門的立場に立って正しいことを主張するのがわれわれの義務であります。そしてその見地からして、あれは当を得てない、こういうことを私は確信するものであります。

それからこの問題につきましては、農地被買収者問題調査会の私は委員でありました。あの席においてもいぶんこの問題を政府当局に説明してくれと言った。農林省の関係の人でしようか、あのときは農林省でこれをつくったのですから。言ったところが、言を左右に託してこの問題は絶対に返答しません。ほかのことは、いや地主が困っているからだからといって調査するのだとか何とかいうようなことでありまして、私は明快なる農業評価学上からの説明なんというものは一つも聞かないのみならず、常識的なことでも返答はもらえませんでした。一つつけ加えておきます。

それから、自作収益価格をおまへとはっていないじゃないか、こういう自作農収益価格をとるべきではないか、こういうことをおっしゃったんです。ところが、私は初めから自作の収益価格のことを言っているのです。これについて最もよい言っているのです。それですから、私の申し上げたのは、大部分が自作農の田における稲作の収益価格、それをとっておる。それについて言っておるのではありません、それを無視しているところじゃないのです。それが私の中心の話なんです。

○村山(喜)委員 時間がありませんで、私省略をいたしますが、この全国平均反収二石でもってするのは過小に失するという御意見は、先生の専門的立場からするならば、これは要当な一つの御意見だとわれわれも伺いをします。

す。しかしながら、先ほども申し上げますように、これは倍率を計算するために用いられた標準田であって、その倍率の定め方がはたして悪かったかどうかという問題にもかかってくると思うのであります。これにつきましてはすでに政府みずからが争う余地はないのだという形をとっております。先生の御意見は、これが根本の間違ひなんだ、だからやるべきだという見解であります。ところが、政府はこれは正しかったのだ、これについては争わない。そのほかの内容のものについて、いまの高度成長をした時代において考えてやらないければならないというのが政府の考え方でありまして、いわゆる学問的な立場から論議をされる先生の意見というものと、政府の見解との間には、その点においては食い違いがあるというふうなわれわれは受け取って、これで私の質問を終わりたいと思います。

○河本委員長 綱島正興君。

○綱島委員 参考人にお尋ねをいたします。

あなたの御意見によると、違憲訴訟が出されておるが、それは違憲でないという判決がすでに出されておる、こういう御意見であります。それからいま一つは、内閣における調査会においても、これは正しいということに一応されておる。そのことを前提としてのお話でございました。ここで思い起こしていただきたいことは、今日参考人としてこの国会に来ていただいているのは、ここは立法院なんです。ここは行政府じゃありません。また下級裁判所でもありません。したがって、立法院におけるところの立場というものは裁判所の制裁を受けるものではございません。また憲法内にあるものでもございせん。この点を基礎において考えていただかないと、これを行政府の中にあるものというふうなお考えでしていただければ、実は議論が全くだめになってしまうのであります。不幸にして、日本はかつてこの立法院というものが、政府の中に法制局を持ってあって——世界じゅうどこにいったって、立法とは立案、提案、審議、採決の四要素よりなると書いてある。それ

を政府が立案、提案をする。政府がまるで立法院の半分を持っておるというふうな形であり、本案もそういう形をしておるものだから、これは間違いが起こっておるので、こういうことこそ実は立法法というものを完全にいたさなければならぬ問題なんです。

そこで、あなたがこの問題の解釈に対して、最高裁で言うておるからいかぬと言いが、最高裁の判決でもしばしば変更になります。最高裁自身の判決でも訴訟でたびたび変更になっております。しかし、これは何もそれが変更になるからどうこうというのじゃありません。ここは立法院でございまして、最高裁の判決がどうあろうが、悪ければ事態に合わなければ、なおさら立法院でこれを修正していかなければならぬので、それが実は立法院の役目でありまして。民主主義というものは、立法院を通じて社会の進化に沿った是正をしていくというもので、裁判所がしたとおりだということになったら、一体どうなりますか。専制君主と同じことになる。そういうものを一体あなたがどう考えておられるのか。私は、あなたが何か路傍の人ならいいけれども、学校の先生というのだから、どういうお考えか、ひとつそれを伺いたい。

○参考人 いまたいへん懇切丁寧に、この立法院の意義というものを御説明いただきましてどうもありがとうございます。私も、いま御説明になりましたように大体立法院というのは心得ているつもりであります。私が違憲訴訟について最高裁の判決を持ち出したのは、私はこの最高裁の判決はもともとだと考えるからそう申したのであります。そういう観点から私はものを言ったわけでありまして、私の見解として最高裁の判決は正しいと考えたわけでありまして。

それから内閣調査会の問題が出ましたが、その点もここに書いてあります。私、先ほど積み上げたと思いますが、ここにありますのは「正当な法律に基づいて正当な補償をもって行われた農地改革そのもの及び現行農地法の建前を検討すること

は適当でない。」ということをご自分の参考資料の中に書いてあるわけでありまして。私はそれはまさにそうだと思うのであります。ただ、ここまでは問題になるのは「旧地主の現在における生活上、生業上の問題」からこれが出てきているのだということをご説明してあるわけでありまして。私はこのことを前提にして、これは実に明快に述べてあると思うので、私もまさにそうあるべきだと思っております。そういう観点からこの問題を取り上げたわけでありまして。現在の農地報償法の問題も、私はまさに政府がそういう観点から取り上げられているのだと考えたわけでありまして。私、それはもともとだ、そうしたならばこういう点でも自分は疑念を抱くという見解を述べたにすぎないのであります。

以上であります。

○綱島委員 ただいまの御説明によりまして、政府が立案、提案に際して考えられておることは、結局この法案自身と矛盾しておる。それだから実は提案の基礎の理由及び内閣調査会の理由自体が正しいのだから、そのとおりするが相当だというふうにお考えになっておる、こういうお説でございせんか。

○参考人 ちょっとおっしゃっている意味が私、はっきりしない点が若干あるのであります。が、もしそういう形でこの法案が考えられているのだらば、そこで調査された結果から見ても、これはどうも疑問を抱かざるを得ない。納得できない点が多々あるということを申し上げたのであります。そういうことなんです。

○綱島委員 最後に申し上げておきますが、どこまでもここは立法院でありますから、政府ではない。政府は、総理大臣であつても提案者にすぎない。立法院については提案者たる地位にすぎないのです。総理大臣たる地位にございせん。提案者たる一つの地位にすぎません。提案者の意思を重んじておやになる、こういう意思は必ずそれは多少尊重されますが、そのことについてはたびたび説明がございましたように、実はこの法

案は世間を見渡したところ、最高裁判所でもこうきめておられるのだから、それをまっとうからぶちこわすのもおかしいから——おかしくはないのだけれども、世間がまだそこまで来ていないから、やむを得ぬから報償というようないかげんなことで一応けりをつけておこう、こういうことでございませうから、それで提案の理由というものも至ってその点は不明確になっておるのでございませうから、どうぞそういうふうにお受け取りをお願いしたいと思います。

○河本委員長 上林山榮吉君。

○上林山委員 まず第一にお伺いしておきたいことは、原則としてはもちろんのことですが、特に国民の権利を奪う場合、これは立法府も反省しなければならぬ点があるのですが、不遑及の原則は尊重しなければならぬと思います。中村参考人は非常にこの問題について御研究が深いようでありまして、また一部を除いて共鳴するところがあるようでもございませう、まず端的に私が伺いたいのは、この不遑及の原則を農地開放の中に取り入れたことはきわめて自然な立法処置であつたかどうか、不自然じゃないのか、原則としてはもちろん、ことに権利を奪う場合は、これは立法府としても行政府としても反省しなければならぬ点であらう、こう思うのですが、この一点をまずどう思われるか。

○中村参考人 私は不遑及の原則はあくまで守るべきだと思ひます。その点で追加補償はできないので報償ということになったのじゃないかと思ひます。今日すでに公用土地取得に関する特別措置法におきまして、強権をもって時価買取する。したがって、現在も地価は暴騰しておりますが、現時点において強権をもってすべての農地も補償価格がきまらない以前に取得できるようになっております。そういう時代に、現在そういう遑及することが行なわれずと、今後いろいろな公用土地に対して農民は遑及の要求をする。あるいは電信柱一本にしましても、去年度の補償はこ

ことで、過去何十年という間、一切、農民の農地に立てられておる電柱はすべてこれはゼロになつて、過去の要求をすることができないことになつております。その原則が農地の補償においては守られなければ、今後取捨つかなくなるのじゃないか。もしこういう原則が確立されるならば、われわれは電信柱一本について過去数十年来の要求を戦わなければならぬ、こうなると思ひます。

○上林山委員 農地法を改正する場合は、不遑及の原則をじゅうりんとしたわけでした。だから報償という問題も起つてくる、こういう結論でございませう、その点で承りました。

第二点は、御承知のように農地開放の目的は、言うまでもなく不在地主の農地を強制的に取り上げて耕作農民にこれを与えていく、これがその目的でございませう。しかるに昭和二十七年にこの法律が改められて、いわゆる転用が認められた。現在の地主の転用、あるいは政府が農地法によつて農民から取り上げているこのものも転用を可としてきたのです。これは法的に見ても、実際の政治の内容として見ても、非常な矛盾と思ひます。この矛盾をどういう法律によつて調整をする必要がある、私はこう思ひますが、この見解、いかがでございませうか。

○中村参考人 私もそのことを最初から感じたわけですが、また、昭和二十七年の転用、転売を自由にしたことがこの問題の発火点になったのじゃないかと思ひます。したがって、私も今日現在においても、開放農地の転売というものについて何らかの措置をすれば、農地管理事業団ですか、いまあつたものを新しくまたつくつてやるわけですが、そのことも要らなくなつてくるのじゃないかと思ひます。ただ、あつた政府のふしだらな農地政策のあと始末をこのように行なわれるというところについては、私も納得できないのでございませう。だから……

○上林山委員 非常に明快なので、簡単でけうでございませう。そこで私は参考人にお伺いしてみたいのでございませう、いま私が中村参考人にお尋ねをしたところの事情ですね。いわゆる転用を最初絶対的やっちゃんらぬといつたのが、転用してよろしい、こう変わつてきている。不在地主は絶対に認めない。あなた方が考へておるロイヤリティの地主というのは日本にはほんのわずかしかならないで、大部分は額に汗を流した農民の土地です。それがたまたま不在地主という名のもとに処理されたことは御承知でしょうが、この場合、衆議院はこの前通過いたしました農地管理事業団によりまして、不在地主を認めておるのです、わずか何年たちまして、こういうことと矛盾をどういふうに調整したらいいと、ごらんになりますか。

それともう一点、時間の関係で申し上げますが、先ほど片りんを申し上げましたように、政府はいわゆる地主、農地所有者から取り上げたものを、昭和二十五年八月一日の農林統計によりますと、三万二千三百七十町歩持つておるのです。十年たった今日においてもなお七千八百町歩持つておるのです。これなども、私は考えようによつては財源の一種になると考へておるのです。だから、これを政府が十年も持つておるといふことをどういうようにごらんになりますか。そんなにたくさん政府が取り上げて、まだそれを消化できないで持つておるといふこと、これは国民は案外知らないのです。ですから、こういう問題についてもひとつ御説明願つておきたい。

○桑参考人 最後の点から逆に申し上げていきますが、政府が七千何百町歩持つておるといふことは私は存じておりますけれども、私は、これはもちろん日本農業の発展のためにこういうものは大いに活用すべきだと思ひます。もしそれが耕作地であるならば、耕作地として日本の農業のために積極的に使つべきであり、そうでなく、たとえは宅地とかあるいは山林であるならば、それに適するようにもっと合理的に使つべきであつて、それをもし全然そういうぐあいに使つていないならば、私はこれは早急にそういう方面に使つていただきたいというぐあいに考へます。

それから、農地管理事業団が不在地主を認めているというお話であります、もしそうであるならば、これは私、そういう管理事業団というのはいくなくとも思ひます。これは現在の農地法からいいますと、不在地主は認められていないわけでありませうから、もし管理事業団が認めているならば、端的に申しまして私はそういうやり方はいいないと思ひます。

それから、もう一つは農地転用の問題だつたと思ひますが、この点は、私は農地転用ということは原則としては開放農地についてはいいけないことだと思ひます。

○上林山委員 終わります。

○河本委員長 受田新吉君。

○受田委員 橋本先生、私はごく簡単に先生の御所見に対して私の立場から御質問申し上げてお答え願ひたい点が一つほどあります。それは先生の御所論は、この農地開放に対して、開放せられた農地の所有者にたいへん損害を与へてゐるから、これを何らかの形でこの法律によつて救うことは当然であるとお考へようです。ただ理論的に言うならば、報償といふことはけしからぬやり方で補償が筋が通るといふ御意見のようです。私はただ今度の調査会の目的が、そうした法律論争でなくて生活上、農業上の問題としてこの問題を処理しようという目的が明らかにされ、この法案が出されてゐる関係上、先生の御所論に対してひとつはつきりさしていただきたいたひは、この出された法案は、生活上、農業上の問題として開放地主に対して何らかの補償をしなければならぬといふ報償でなくて補償をしなければならぬといふ立場をこの法案の中にも盛るべきであつたとお考へてございませう、あるいはこの法案をやむなき手段として肯定されるというお立場でございませう、その点がどうも先ほどのお話ではつきりしませんので、明確に御答弁を願つておきたいのです。

○橋本参考人 お答えを申し上げます。私は前段、私の信じておるところを申し上げた

とおりです。あの農地の買取価格の決定は、それに使ったその数字の扱い方が非常に当を得ていないから、あのかの補償が正当な補償になっていない、それだからこれを正当な補償にしろということをお主張しているのではありません、今日はそのことを主張にきたものではありません。いろいろ考えて御質問に應じたりするのでありますが、生活上の問題からして報償金を出すということが問題になっておるのだ、こういうことでありますが、私は今日の段階において立法院で補償問題を取り上げて、そうしてつまりこれは非常に大きな問題なんです、大きな問題として扱え、こういうことを勧告しているものでありません。報償という問題が出ておるのであります、私の見地からすれば、補償は今日の段階において期待することが無理であるから、これは報償問題というふうにして考えるべきであるだろう、こういうのであります、私に言わせれば、どっちがいいかといえ、それは理屈に合っているのは補償なんです。補償が理屈に合っているのだけれども、しかし、そういうことを言ったって今日の実際の社会状態、政治状態からいって無理だから、ひとつ何らか損害を受けた者に対してはいたわりをしてやるがよからう、こういうのであります、生活に困っていない人でもおやりになるがよからうということは入っております。この法律の趣旨もそうだろうと思うのです。生活に困っている人だけやるのだ、そうではない者はやらぬというふうには私は解しておりません。みんなにやるというのだから私の考えと同じです。

○受田委員 先生、私そこをちょっと確かめさせてもらいたいのですが、生活に困っている人に差し上げるということであれば、ある程度の償い、報いという意味が私よく成り立つと思うのですけれども、生活に困らない豊かな方々に対してこれを与えるというところは、これは補償の性格を持つものではないと思うのですが、それはいいかがございませうか。

○橋本参考人 お答えいたします。

この法案は、その人の生活が楽であるからとか、なんとかということ、条件としてやるのじゃない、一斉に同じ取り扱いでいくのだ、こういうことになっておるのだ、これはこの法案の理由書にも書いてあるとおりです。ああいう意味でおやりになるのだから、あれは私は間違っているとかいけなことはない、申しません。けれどもだ、不十分には感じる。だからもう少しいっただよからうと思うのだが、今日の立法院の状態です、これ以上いけなければ、これはやむを得ません。私はそれ以上いきり立って社会に反論を唱えたりなんかする気持ちはありませんけれども、せいぜいおやりになったらよからう、この趣旨を実現するように気ばっておやりになったらよからう、こういう趣旨です。

○受田委員 わかりました。先生は農業政策の大家でいらつしやうと思ひますので、そこでちょっとだけ経済政策についてお尋ねしたいのですが、終戦当時、土地に投資した人もあればまた預貯金に投資した人もあります。その生産財から、土地の投資の人は地代や小作料が入ってきたし、それから預貯金の人は利子が入ってきた。預貯金をした人は、インフレの強度の進行で、昔のままだ金額を元金にして、それを生産財にして利潤が生まれておった。土地の投資の人は、一応農地開放で適正な価格と判断される——ある程度政策的なものが入って入りましたけれども、それで処分された。こういうことでございませうから、この農地の開放をされた人に対するこれから後の報償ということをやるならば、当然預貯金の、その後におけるインフレの進行によって著しく購買力を失って、貨幣価値を減退した人々に対する問題といふことも、これは生産財から得る利潤という意味から考えて、当然考慮される問題だと思ひます。こういう問題もありません、さらに戦災その他生命を失った問題等もありますので、こういうところから単に開放された農地だけにあとから追加払いのような形式の報償というものがとられることになる、これは必ず他の問題に波及すると

いうことは、これは政策的に見て先生御自身も御判断されておるのじゃないかと思ひます。この点はいいかがでございませうか。

○橋本参考人 お答えいたします。

政策というものは、その範囲がきりありませんから、将来どういふところまで発展していくかわかりません、外国で見ると、いわゆるゆりかごから墓場まで心配なくいくというふうに進むかも知れません。けれども現在の段階あるいは農地改革当時の事情を考えますと、あのときに預金した者が利息をとって、その利息の購買力が非常に少なくなつてしまつた、それも気の毒じゃないが、私は大いに気の毒だと思ひます。しかしながら、土地の場合と預金をした場合とはひどく違うのです。だからそれを同じにして考えるべきものではないと思ひます。どこが違ふかという、それは当時の政府が進駐軍のディレクティブによつて、指令によつてこれをやらざるを得なかつたのでしようが、とにかく政府の政策としてあれが行なわれたのです。だからあれは人為的なんです。インフレなんというのは、これはだれがどうしてインフレを起したかというものではあります。だからそれは時期がきて、そういうものを救うということになるのは、それは決して悪いことであるとは思ひませんが、いつごろくるかわかりません。ところが、それと農地の買入れの問題とを混同しているんじゃないでしょうか。同じに見ることは、これは私の専門の見地からいって絶対にできないと思ひます。

○受田委員 私は先生の御所論で、政策的にものを考えていかなければならぬ国会の場でございますが、参考人として御出席を願つた先生に御所見を承つたことを感謝すると同時に、少なくともこの法案が政策的に提案されたということになりまうと、政策的見地から他の関連の諸問題もあわせて検討しなければならぬ。参考人として御出席いただいた場合に、そういう関連する他の政策的問題もあわせて御研究願つて御意見を承るのが私としてはありがたいことだと思ひます。

○中村参考人 山林開放は当時問題になっておりましたのですが、なされなかつた。そこに旧地主の平等しやなかつたという不満があるのじゃないかと思ひますが、今日の日本の農業の近代化からすれば、やはり山林も開放すべきではないかと思ひます。ことにいま問題になっている国有林の開放はすみやかにやるべきじゃないか、そういう手だてを進めていただきたい、私としてはそういう希望を持っております。

○橋本参考人 山林の問題に關しましては、ことに構造改善政策の中で選択的拡大の重要な柱として畜産という問題が出ておりますが、先ほど述べましたように、この畜産というものを日本で自立的に発展させていくためにはどうしても牧野の確保

そこで中村先生、先ほど、二十七年の廣川農林大臣のとき開放農地の転売を許したことは大失敗であつたという御意見があつたのですが、私たちもその点を強く痛感しております。これは旧地主に確かに心理的な悪影響を与えているりっぱなお手本だと思ひます。この問題等で政府の独立国家となつて後に犯した問題のしりぬぐいをここに出来るような形になっておる。この問題についていまいついでにお答えになつた中に、山林の開放を同時にすべきではなかつたかという御意見もあつたのでございまして、農地だけを開放して山林が残されているという問題がやはり農地開放者に対して不満を与えているということでもございまして、この問題はどうか、三先生ともひとつお答えを願ひたいのですが、農地開放と山林開放——山林の開放については国有林の開放というものがひそんでくるのでございまして、あわせて農地開放に非常に重大な関係を持つのでございまして、山林の所有者は依然として広範な地域を持つて、その立ち木によつて大所得を得ている。こういうものについては農地開放とあわせて考へべきではないか、それがやはり今度の農地被買取者の報償の問題に影響する問題とお考えではないか、御三人の先生からそれぞれ一言だけお答えを願ひたいと思ひます。

ということが必要になるでしょうし、そういう意味から、そういう目的の必要限度に應ずる国有林の開放あるいは一般の私有林の開放ということも私ぜひ考えていただきたい点であります。

○橋本参考人 お答えいたします。

農地改革の当時、山林の開放は除外されました。あれについては、当時から御承知のとおりずいぶん議論があったと私は承知しております。ところが、あれを開放の目的物にしなかったというのは、私の聞いておるところでは、もしあれを開放する、農地のごとくにやると、当時それでなくとも戦争中非常に乱伐が行なわれたのでありますが、あれを開放する、しかも農地のごとく強制的に、そしてああいふ式の価格で算出したり何かしてやられるとたまらぬ、早く木を切って売ってしまえ、こういうことになって、あのためにまた全国の山林が非常に荒廃する。そうすると国土の保全ということができません。それから非常に弊害が起こり、そしてその弊害のほうが大きいから、そこで山林をほうっておくということにはいろいろの問題もありましようけれども、まああのように放置しておいたほうが国全体から考えてむしろベターだ、こういうことからああいふふうになったのだと聞いております。それで、私はもうやむを役ないと思うのです。それですから、私はあれがいいとかなんとか簡単に言い切れませんけれども、まあやむを得ない。しかしながら、国有林というのはその成立の経過から考えまして、御承知のとおり地方的に非常に不公平があるので、東北地方なんか行くと、軒下から国有林になって、ちょっとときぎをとろうというところ、窃盗罪に問われるというようなことがあったりして、ずいぶん問題がありました。一方から、今度は農業の近代化ということを考えると、やはりある程度国有林などは開放したほうが全体のためによろしい、こういうお考えのもとに、しかしながら国有林の経営に差しかえを起すようなところは、やらない、差しつかえなき限りにおいて開放する、こういうことでありますから、私はいまのや

り方でけっこうだ、少なくともやむを得ない、こう考えます。

○受田委員 終わりにします。

○河本委員長 参考人各位には、御多用中のところ長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、ありがとうございます。委員会を代表してここに厚く御礼申し上げます。

本日午後一時より、大蔵委員会、農林水産委員会との連合審査会を開会いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十年五月十九日印刷

昭和四十年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局